

令和8年設楽町訓令第2号

庁中一般  
出先機関一般

設楽町自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和 8 年設楽町訓令第 2 号

設楽町自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部を改正する訓令

設楽町自家用車の公務使用に関する取扱要領(平成17年設楽町訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第4条関係)

自家用車の公務使用申請書

月 日

使用月日	月 日	
使用者	課	
同乗者		
自動車登録番号		
用務先		
用務の概要		
運転資格要件	自家用車の所有者	本人・その他( )
	道路運送車両法の点検、検査	済
	任意保険	加入済
	運転免許	1年以上経過( )
	刑罰又は行政処分	なし・1年以上経過( )
	健康状態	良好
	該当事項	○印

決裁	公務使用を承認する。				公務使用承認をお願いする。			
	町長	副町長	総務課長	安全運転管理者	所	所属長	補佐	主査
					属			

## 自家用車の公務使用に関する取扱要領の留意事項について

### 1 自家用車の定義について

設楽町自家用車の公務使用に関する取扱要領(平成17年設楽町訓令第8号。以下「要領」という。)第2条の「自家用車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(軽自動車を含む)をいう。したがって、同法に定める大型自動車、大型特殊自動車、自動2輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車、自転車は除く。

なお、「所有に係る」とは、自己名義で登録されたもののほか、実質的に自己の支配下にあるもの(例えば、①親名義の車両であるが、日常自己の車として使用しているもの、②購入代金をディーラーに完済していない車両であるが、自己所有の車と同一視できるものなど)を含むものであること。

### 2 承認の基準について

#### (1) 要領第3条第1項第2号について

一般的な修繕及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく定期点検整備、継続検査などのため、公用車を使用できない場合及び公用車が滞り使用できない場合をいう。

#### (2) 要領第3条第1項第3号について

ア 書類等出張に必要な物品や訪問先が多く、又は通常の公共交通機関を利用することが著しく行政効率の低下を来す場合

イ 勤務時間外における公務出張の場合等(例 用地交渉、農家指導、健康相談、会合等)

#### (3) 要領第3条第2項第1号について

「点検」、「検査」とは、道路運送車両法に定める6箇月・1年の定期点検整備、継続検査などをいう。

#### (4) 要領第3条第2項第3号について

運転免許を取得した日から1年間を経過していない場合であっても、特に、その必要があると認められる場合であって、本人が運転免許を取得した日から6箇月以上の間、安全運転を励行していると認められ、また、近距離の使用であり、かつ、安全運転管理者との協議が整えば認められることができる。

#### (5) 要領第3条第2項第4号について

「刑罰」とは、刑法上及び道路交通法上のものをいい、「行政処分」とは、道路交通法第103条に規定する運転免許の効力の停止をいう。なお、道路交通法第103条の規定に基づき運転免許を取り消された者については、運転免許を再取得した日から1年間を経過していない場合であっても、特に、その必要があると認められる場合であって、本人が運転免許を再取得した日から6箇月以上の間、安全運転を励行していると認められ、かつ、安全運転管理者との協議が整えば認められることができる。

#### (6) 要領第3条第2項第5号について

病気、けが等で長期の療養を受け、職場復帰後間もない者及び健康状態が良好でない者(特に高血圧、心臓病など)等の使用承認に当たっては、慎重に対処すること。

### 3 旅費の取扱いについて

要領第5条第1項の職員に係る旅費の取扱いについては、次の点に留意すること。

(1) 公署から目的地までの路程は、設楽町職員の旅費に関する条例施行規則(令和8年設楽町規則第9号)第7条第1項第3号に定めるところにより計算すること。

(2) 車賃の額は、設楽町職員の旅費に関する条例(令和8年設楽町条例第12号)第12条の規定により計算すること。

### 4 賠償責任等審査会について

要領第6条及び第7条に関し、町が負担する場合は、別に定める「賠償責任等審査会(仮称)」の審査を必要とする。

### 5 損害賠償について

#### (1) 要領第6条について

「重大な過失がある場合」とは、無免許運転、飲酒運転、ひき逃げその他重大な道路交通法違反によって相手方に損害を与えた場合をいうものであること。

#### (2) 示談交渉について

所属長は、総務課長に協力して、相手方との示談解決に向けて努力すること。

## 6 自家用車の修繕について

要領第7条の自家用車の修繕については、相手方のある事故にあつては相手方の損害賠償を除いた全額について、また自損事故にあつてはその全額について町長の認める額を負担するものであること。ただし、車両保険で補填される場合は、この限りでないこと。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町自家用車の公務使用に関する取扱要領（平成17年設楽町訓令第8号）新旧対照表

改正後	改正前
<u>別記様式（第4条関係）</u> (略)	<u>別記様式（第4条関係）</u> (略)

改正前

別記様式(第4条関係)

自家用車の公務使用申請書

月 日

使用月日	月 日	
使用者	課 <span style="float: right;">㊟</span>	
同乗者		
自動車登録番号		
用務先		
用務の概要		
運 転 資 格 要 件	自家用車の所有者	本人・その他( )
	道路運送車両法の点検、検査	済
	任意保険	加入済
	運転免許	1年以上経過( )
	刑罰又は行政処分	なし・1年以上経過( )
	健康状態	良好
	該当事項 <input type="checkbox"/> 印	

決 裁	公務使用を承認する。				公務使用承認をお願いする。			
	町長	副町長	総務課長	安全運転 管理者	所 属	所属長	補佐	主査

## 自家用車の公務使用に関する取扱要領の留意事項について

### 1 自家用車の定義について

設楽町自家用車の公務使用に関する取扱要領(平成17年設楽町訓令第8号。以下「要領」という。)第2条の「自家用車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(軽自動車を含む)をいう。したがって、同法に定める大型自動車、大型特殊自動車、自動2輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車、自転車は除く。

なお、「所有に係る」とは、自己名義で登録されたもののほか、実質的に自己の支配下にあるもの(例えば、①親名義の車両であるが、日常自己の車として使用しているもの、②購入代金をディーラーに完済していない車両であるが、自己所有の車と同一視できるものなど)を含むものであること。

### 2 承認の基準について

#### (1) 要領第3条第1項第2号について

一般的な修繕及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく定期点検整備、継続検査などのため、公用車を使用できない場合及び公用車が配車済で使用できない場合をいう。

#### (2) 要領第3条第1項第3号について

- ア 書類等出張に必要な物品や訪問先が多く、又は通常 of 公共交通機関を利用することが著しく行政能率の低下を来す場合
- イ 勤務時間外における公務出張の場合等(例 用地交渉、農家指導、健康相談、会合等)

#### (3) 要領第3条第2項第1号について

「点検」、「検査」とは、道路運送車両法に定める6箇月・1年の定期点検整備、継続検査などをいう。

#### (4) 要領第3条第2項第3号について

運転免許を取得した日から1年間を経過していない場合であっても、特に、その必要があると認められる場合であって、本人が運転免許を取得した日から6箇月以上の間、安全運転を励行していると認められ、また、近距離の使用であり、かつ、安全運転管理者との協議が整えば認めることができる。

#### (5) 要領第3条第2項第4号について

「刑罰」とは、刑法上及び道路交通法上のものをいい、「行政処分」とは、道路交通法第103条に規定する運転免許の効力の停止をいう。なお、道路交通法第103条の規定に基づき運転免許を取り消された者については、運転免許を再取得した日から1年間を経過していない場合であっても、特に、その必要があると認められる場合であって、本人が運転免許を再取得した日から6箇月以上の間、安全運転を励行していると認められ、かつ、安全運転管理者との協議が整えば認めることができる。

#### (6) 要領第3条第2項第5号について

病気、けが等で長期の療養を受け、職場復帰後間もない者及び健康状態が良好でない者(特に高血圧、心臓病など)等の使用承認に当たっては、慎重に対処すること。

### 3 旅費の取扱いについて

要領第5条第1項の職員に係る旅費の取扱いについては、次の点に留意すること。

#### (1) 公署から目的地までの路程は、設楽町職員の旅費の支給に関する規則(平成17年設

楽町規則第38号)第7条第1項第3号に定めるところにより計算すること。

- (2) 車賃の額は、設楽町職員の旅費に関する条例(平成17年設楽町条例第57号)第15条に定める定額により計算すること。この場合、別表第1車賃の欄のただし書は適用しないものであること。

#### 4 賠償責任等審査会について

要領第6条及び第7条に関し、町が負担する場合は、別に定める「賠償責任等審査会(仮称)」の審査を必要とする。

#### 5 損害賠償について

##### (1) 要領第6条について

「重大な過失がある場合」とは、無免許運転、飲酒運転、ひき逃げその他重大な道路交通法違反によって相手方に損害を与えた場合をいうものであること。

##### (2) 示談交渉について

所属長は、総務課長に協力して、相手方との示談解決に向けて努力すること。

#### 6 自家用車の修繕について

要領第7条の自家用車の修繕については、相手方のある事故にあっては相手方の損害賠償を除いた全額について、また自損事故にあってはその全額について町長の認める額を負担するものであること。ただし、車両保険で補填される場合は、この限りでないこと。

改正後

別記様式(第4条関係)

自家用車の公務使用申請書

月 日

使用月日	月 日		
使用者	課		
同乗者			
自動車登録番号			
用務先			
用務の概要			
運転資格要件	自家用車の所有者	本人・その他( )	
	道路運送車両法の点検、検査	済	
	任意保険	加入済	
	運転免許	1年以上経過( )	
	刑罰又は行政処分	なし・1年以上経過( )	
	健康状態	良好	
	該当事項	○印	

決裁	公務使用を承認する。				公務使用承認をお願いする。			
	町長	副町長	総務課長	安全運転 管理者	所 属	所属長	補佐	主査

## 自家用車の公務使用に関する取扱要領の留意事項について

### 1 自家用車の定義について

設楽町自家用車の公務使用に関する取扱要領(平成17年設楽町訓令第8号。以下「要領」という。)第2条の「自家用車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車(軽自動車を含む)をいう。したがって、同法に定める大型自動車、大型特殊自動車、自動2輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車、自転車は除く。

なお、「所有に係る」とは、自己名義で登録されたもののほか、実質的に自己の支配下にあるもの(例えば、①親名義の車両であるが、日常自己の車として使用しているもの、②購入代金をディーラーに完済していない車両であるが、自己所有の車と同一視できるものなど)を含むものであること。

### 2 承認の基準について

#### (1) 要領第3条第1項第2号について

一般的な修繕及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく定期点検整備、継続検査などのため、公用車を使用できない場合及び公用車が配車済で使用できない場合をいう。

#### (2) 要領第3条第1項第3号について

- ア 書類等出張に必要な物品や訪問先が多く、又は通常 of 公共交通機関を利用することが著しく行政能率の低下を来す場合
- イ 勤務時間外における公務出張の場合等(例 用地交渉、農家指導、健康相談、会合等)

#### (3) 要領第3条第2項第1号について

「点検」、「検査」とは、道路運送車両法に定める6箇月・1年の定期点検整備、継続検査などをいう。

#### (4) 要領第3条第2項第3号について

運転免許を取得した日から1年間を経過していない場合であっても、特に、その必要があると認められる場合であって、本人が運転免許を取得した日から6箇月以上の間、安全運転を励行していると認められ、また、近距離の使用であり、かつ、安全運転管理者との協議が整えば認めることができる。

#### (5) 要領第3条第2項第4号について

「刑罰」とは、刑法上及び道路交通法上のものをいい、「行政処分」とは、道路交通法第103条に規定する運転免許の効力の停止をいう。なお、道路交通法第103条の規定に基づき運転免許を取り消された者については、運転免許を再取得した日から1年間を経過していない場合であっても、特に、その必要があると認められる場合であって、本人が運転免許を再取得した日から6箇月以上の間、安全運転を励行していると認められ、かつ、安全運転管理者との協議が整えば認めることができる。

#### (6) 要領第3条第2項第5号について

病気、けが等で長期の療養を受け、職場復帰後間もない者及び健康状態が良好でない者(特に高血圧、心臓病など)等の使用承認に当たっては、慎重に対処すること。

### 3 旅費の取扱いについて

要領第5条第1項の職員に係る旅費の取扱いについては、次の点に留意すること。

#### (1) 公署から目的地までの路程は、設楽町職員の旅費に関する条例施行規則(令和8年

設楽町規則第9号)第7条第1項第3号に定めるところにより計算すること。

(2) 車賃の額は、設楽町職員の旅費に関する条例(令和8年設楽町条例第12号)第12条の規定により計算すること。

#### 4 賠償責任等審査会について

要領第6条及び第7条に関し、町が負担する場合は、別に定める「賠償責任等審査会(仮称)」の審査を必要とする。

#### 5 損害賠償について

##### (1) 要領第6条について

「重大な過失がある場合」とは、無免許運転、飲酒運転、ひき逃げその他重大な道路交通法違反によって相手方に損害を与えた場合をいうものであること。

##### (2) 示談交渉について

所属長は、総務課長に協力して、相手方との示談解決に向けて努力すること。

#### 6 自家用車の修繕について

要領第7条の自家用車の修繕については、相手方のある事故にあっては相手方の損害賠償を除いた全額について、また自損事故にあってはその全額について町長の認める額を負担するものであること。ただし、車両保険で補填される場合は、この限りでないこと。